

第2章 計画の内容

基本
目標

〈 I 〉

あらゆる分野における女性の活躍

重点
目標

1

政策・方針決定の場への女性の参画促進

現状と課題

男女が対等な立場で様々な分野で活躍できる社会の形成のためには、政策・方針決定の場への女性の参画が必要条件です。

しかし、本市においても各種審議会・委員会等の政策決定の場や、企業や地域社会における方針決定の場への女性の参画は、まだまだ十分とはいえません。

女性の視点からの意見が政策・方針決定に反映されるよう、各種審議会・委員会等の委員に積極的に女性の登用を推進するとともに、事業主に対し、管理職に占める女性比率を把握し課題分析を行うよう定め、女性の登用等のための事業主行動計画^{*3}の策定を義務付けた、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の周知・啓発を行い、企業等に対しても、方針決定の場への積極的な女性の参画を促進します。

施策の
方向

(1) 審議会・役職等への女性の参画促進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
1	各種審議会等への女性の参画促進	諫早市の審議会等の委員への女性の登用率が、平成39年度（2027年度）末までに40%以上となるように努める。 当面の目標として、平成34年度（2022年度）末までに37.5%以上となるように努める。	人権・男女参画課
2	職場における女性職員の登用促進と啓発	国や県、関係機関などと連携し、事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の必要性について、周知・啓発を行う。 市の職員については、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍を推進する。	人権・男女参画課 産業誘致課 職員課

番号	事業名	目的及び内容	所管課
3	地域社会での女性の参画促進へ向けた啓発	地域活動に男女共同参画の視点を反映させるために、PTA や町内会・自治会等の各種地域団体に対して、女性の参画拡大についての啓発を行う。	人権・男女参画課 生涯学習課
4	女性人材情報の充実	諫早市の審議会等の委員への女性の登用促進を図るため、様々な分野で活躍する女性人材を発掘し、人材情報を充実させるとともに、収集した情報を積極的に提供する。	人権・男女参画課



※3 事業主行動計画：女性活躍推進法により、事業主が職員の仕事と子育ての両立や女性の職業生活における活躍の推進等に関する取組内容及び数値目標等を定めた計画で、国や地方公共団体が策定する計画を「特定事業主行動計画」、それ以外の事業主が策定する計画を「一般事業主行動計画」という。

重点
目標

2 雇用の場における男女平等と女性活躍の推進

現状と課題

共働き世帯の増加にともない、女性の職場への進出は増えてきており、男女雇用機会均等法の改正や関連法の整備により、女性の雇用環境も改善されています。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定され、社会全体で女性の活躍の動きが拡大しつつあります。しかし、今まで男性が占めていた専門職・管理職等の幅広い分野へ女性が進出するためには、女性自身の職業能力をより高めることが求められていることから、能力開発の施策の展開と学習機会の確保を推進します。

そのほか、長時間労働等を背景とした男女の仕事を取り巻く環境には、女性特有のM字カーブ^{※4}問題や働き方の二極化といった課題も存在しています。これら課題を解決する方法の一つに、ワーク・ライフ・バランスの実現があります。育児休業制度等といったワーク・ライフ・バランスを実現するための制度等の周知・啓発を行います。

施策の
方向

(1) 雇用における平等な機会と待遇の確保

番号	事業名	目的及び内容	所管課
5	男女雇用機会均等法と女性活躍推進法等の周知	国や県、関係機関などと連携し、事業主に対して、男女雇用機会均等法と女性活躍推進法等の周知・啓発を行う。	人権・男女参画課 産業誘致課
6	諫早雇用・労務協議会の雇用促進活動の支援	新規学卒予定者に対する求人の確保、及び一般、高齢者、障害者等の事業所への雇用促進を図る。 ・大学等就職合同説明会の実施 ・経営者向け講習会、制度の説明 ・採用選考に関する説明会 ・長崎県内就職応援サイト「Nなび」の活用促進に向けた広報、周知	産業誘致課

※4 M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。出産・子育て期に離職し、子育てが一段落した時点で再就職する女性が多いという特徴を示している。

**施策の
方向**
(2) 女性の職業能力の育成・能力発揮の支援

番号	事業名	目的及び内容	所管課
7	女性の職業能力開発支援	女性が職業生活において活躍できるよう、職業能力と管理能力の育成と開発の支援のための講座等、学習機会の提供を行う。	人権・男女参画課

**施策の
方向**
(3) 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
8	育児休業・介護休業制度の周知	国や県、関係機関などと連携し、事業主に対して、育児休業・介護休業制度の定着を図るために、普及・啓発を行う。	人権・男女参画課 産業誘致課
9	働き方の見直しの推進	ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、長時間労働等の改善について普及・啓発を行う。 市の職員については、特定事業主行動計画に基づき、育児休業等の取得促進を図る。	人権・男女参画課 産業誘致課 職員課



重点
目標

3 多様な労働形態に応じた労働環境の整備

現況と課題

パートタイム労働者、派遣社員、契約社員など非正規雇用労働者と正社員の格差の問題は、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高いことから、男女間の格差の一因になっているという指摘もあります。そのため、事業者の労務管理改善と従業員の福祉の向上を図る取組を促進します。

また、女性労働者の労働条件等の情報提供を行い、女性の労働環境の整備に努めます。

女性は農林水産業や商業の重要な担い手として、大きく貢献しながらも、果たしている役割が適正に評価されていない現状もあります。ついては、農林水産業や商業において女性が男性の対等なパートナーとして、経営等に参画できるよう女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上に向けた取組の普及促進を図ります。

施策の
方向

(1) 男女がともに働きやすい労働環境の整備

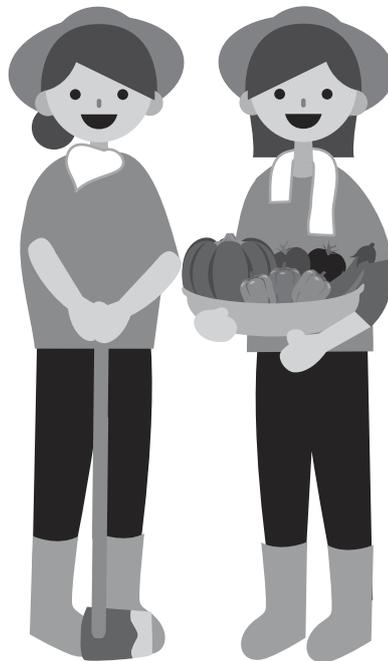
番号	事業名	目的及び内容	所管課
10	農業・農村活性化支援	<p>農業・農村を取り巻く課題を解決するために、農業経営の改善と所得向上を目指して、農業者が自らの発想で取り組む事業に対して支援する。</p> <p>また、地域の資源を活用した加工、販売等の「6次産業化」^{※5}にあたって意欲ある女性の取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性や資源を活かした特色ある農業の展開 ・新規作物や新品種の栽培 ・農畜産物を使った商品の開発・改良 ・農畜産物や加工品の販路開拓・拡大 	農業振興課
11	諫早雇用・労務協議会の労務管理等の改善活動の支援	<p>事業主の労務管理の改善と従業員の福祉の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務管理研修会の実施 ・新就職者研修会の実施 ・賃金実態調査の実施 ・先進地域、企業の視察研修など 	産業誘致課

※5 6次産業化：農林水産物の生産（1次産業）、食品製造・加工（2次産業）、流通・販売等（3次産業）を組み合わせ、付加価値の高い商品や新たな農林水産業ビジネスを創出すること。

施策の
方向

(2) 女性の経済的地位向上と労働条件の整備

番号	事業名	目的及び内容	所管課
12	女性の労働に関する情報提供	<p>国や県、関係機関などと連携し、女性労働者の労働条件等について情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法の周知 ・労働基準法の周知 ・パートタイム・アルバイトの就労に関する社会制度の周知 ・労働者派遣法の周知 	人権・男女参画課 産業誘致課
13	家族経営協定 ^{※6} の推進	<p>女性も農家経営のパートナーとして、労働対価及び休日・休暇を均等に享受することにより、さらに労働意欲と活力を生み出し、安定的な農家経営につなげることが必要である。認定農業者^{※7}制度では、これらの内容を家族協定として締結することを推奨するとともに、普及促進を図る。</p>	農業振興課 農業委員会



※6 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

※7 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業の担い手として市町村が認定した農業者。

重点
目標

4 家庭・地域や社会活動への共同参画推進

現況と課題

育児や家事については、男女の固定的な役割分担意識が根強く残っており、男性は、仕事と家庭生活を比べると、仕事中心になる傾向にあります。一方、女性は、家庭等への負担が重く、希望する形で働くのが難しいという悩みがあります。

男女がともに仕事と家庭生活を両立し、社会活動に参画するためには、男性の職場優先の考えを見直し、女性が担ってきた家事・育児等に、男性も携わることができるようライフスタイルの転換や意識の改革が必要です。そのため、男性の家事・育児等への参画を支援するための施策を図ります。

また、ボランティア活動への支援や消防団をはじめ多様な地域活動への女性の参画を通して、地域社会における男女共同参画を推進します。

施策の
方向

(1) 家庭生活での男女共同参画の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
14	男女共同参画推進センター講座の開催	男女が家事や育児などの家庭的責任を果たせるよう、自立能力を高める講座などの学習機会の提供を行う。また、男性の意識改革や生活自立のための家事等実践講座を開催する。	人権・男女参画課

施策の
方向

(2) 地域社会での男女共同参画の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
15	地域活動における男女共同参画促進	地域活動への男女共同参画の必要性について啓発し、参画を促進する。また、地域活動を担う指導者への女性の参画を促進する。	人権・男女参画課
16	ボランティア活動支援	ボランティアの育成と活動を支援し、地域福祉の向上を図る。 ・ボランティア体験スクール、ボランティア教室の開催等 ・各種研修会、養成講座の開催等 ・活動費助成、保険料助成、研修会参加助成等 ・ボランティアコーディネーター設置等	福祉総務課

番号	事業名	目的及び内容	所管課
17	地域福祉活動の推進	諫早市社会福祉協議会が実施する、地区社協活動に対する支援及び福祉団体間の交流やネットワークづくり、その他地域福祉活動を推進する。	福祉総務課
18	男女共同参画の視点からの防災対応	消防団活動をはじめとした地域消防防災活動への女性の参画を促進したり、女性に配慮した避難所運営など男女共同参画の視点にたった防災対応を推進する。	総務課



基本
目標

〈Ⅱ〉

安全・安心な暮らしの実現

重点
目標

5

女性等に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

暴力は、犯罪となる行為をも含む個人の尊厳を傷つける許されない行為であり、配偶者をはじめとする身近な者からの暴力は、潜在化しやすいことがあります。そこで、被害者の立場に立った相談体制を整備し、被害の潜在化を防止し、被害者支援に努めます。

また、職場等で行われるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント^{※8}等は、女性の職場等での活躍のみならず男女共同参画社会の形成をも阻害するものであるため、各種ハラスメント防止のために周知・啓発を行います。

施策の
方向

(1) 女性等に対するあらゆる暴力防止対策の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
19	暴力の根絶に対する意識啓発	あらゆる暴力の根絶を図るため、各種関連法、関係機関の情報を収集し、市民へ提供することにより、暴力の根絶に対する意識啓発を行う。	秘書広報課 人権・男女参画課
20	相談業務の充実	あらゆる暴力に対応した相談窓口を充実させ、相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携に努める。	人権・男女参画課 市民相談室 こども支援課 高齢介護課 学校教育課
21	住民基本台帳事務における支援措置	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる支援措置対象者にかかる住民情報を保護するため、住民票の閲覧及び住民票と戸籍の附票の交付制限を行うとともに、関係機関との連携に努める。	市民窓口課

施策の
方向

(2) 各種ハラスメントの防止対策の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
22	各種ハラスメントの防止対策の啓発活動	国や県、関係機関などと連携し、家庭や職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止対策の周知・啓発を行う。	人権・男女参画課 産業誘致課

重点
目標

6 生涯を通じた健康づくりの推進

現状と課題

男女が互いに身体的性差を理解し、人権を尊重しながら思いやりを持って生活していくことは、男女共同参画社会を形成するために必要なことです。特に、女性は妊娠や出産をはじめ女性特有の健康上の問題もあることから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）^{※9}の視点が重要です。

このようなことに配慮しながら、男女の健康をライフステージ別に支援するための取組を推進します。特に、女性の健康については妊娠・出産など女性にとって節目の時期に、地域における健康づくりの機会を確保・支援します。

施策の
方向

(1) 妊娠・出産・子育て期における健康づくり支援

番号	事業名	目的及び内容	所管課
23	妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援体制の整備	母子の健康の保持増進を図るため、切れ目ない保健対策を実施する。	健康福祉センター

施策の
方向

(2) 乳幼児期から青年期における健康づくりの推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
24	乳幼児期の健やかな成長、発達の促進	乳幼児期の健康増進を図るため、健診や相談、教育、家庭訪問、予防接種等を行う。	健康福祉センター
25	地域における子育て支援	母子保健の向上と子育て支援を進めるために、地域での母子保健推進員活動を推進する。	健康福祉センター

※8 マタニティ・ハラスメント：いやがらせを意味するハラスメントのうち、働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由とした解雇等の不利益を受けることや、職場で精神的・肉体的ないやがらせを受けること。

※9 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：女性が自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利をいい、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産などが含まれる。

施策の
方向

(3) 成人・高齢期における健康づくり支援

番号	事業名	目的及び内容	所管課
26	地域・関係団体との連携による総合的な健康づくり推進	一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むため、健康づくり推進協議会、食生活改善推進協議会や運動普及推進員協議会などが、家庭や地域、職域において健康づくり運動を進める。	健康福祉センター
27	生涯スポーツの推進	生涯スポーツ・レクリエーションを通して気軽に体力づくり、健康づくりに取り組める機会を提供し、健康増進を図る。	スポーツ振興課
28	成人期の健康づくり	成人期の健康づくりを推進するため、生活習慣病予防のための健診や普及・啓発を行う。	健康福祉センター
		生活習慣病を予防するため、内臓脂肪型症候群に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。	保険年金課
29	高齢期の健康づくり	住み慣れた地域でいつまでも生き生きと生活できるよう支援するために、介護予防の普及・啓発を行う。	高齢介護課



重点
目標

7 安心して暮らせる環境の充実

現状と課題

高齢者の就業等による社会参加は、高齢者が孤立することなく安心して暮らせることにつながります。そのため、高齢者への就業機会の提供を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。また、高齢者や障害を持つ人が社会の一員として、安心して生活できるよう、生活圏におけるバリアフリーの充実及び地域社会への参画を推進するための活動を支援します。その他、貧困等の世代間連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子どもへの教育の支援を行います。

ひとり親世帯等に対しては、世帯の実情に応じた経済的・社会的自立の支援を推進します。また、一時的に生活援助が必要になったひとり親世帯に必要なサービスを提供し、ひとり親世帯の福祉の増進を図ります。

施策の
方向

(1) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援

番号	事業名	目的及び内容	所管課
30	シルバー人材センター支援	シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の積極的な人材活用と就業機会の提供による社会参加を促進する。	高齢介護課
31	地域福祉活動の支援（ふれあいいきいきサロンへの助成）	ふれあいいきいきサロンへの助成により、一人暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者に寄り合いの場を提供し、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上、互いに助け合う精神の高揚を図る。	高齢介護課
32	養護が必要な高齢者の施設入所措置	環境上の理由又は経済的な理由により自宅では養護が受けられない高齢者に対し、養護老人ホームでの安心した生活を提供する。	高齢介護課
33	上山荘・上山荘南館での生きがいづくりの推進	高齢者の人生を楽しく有意義なものとするための各種教養講座を開催するとともに、ふれあいや憩いの場を提供する。	高齢介護課
34	老人クラブ活動の支援	老人クラブ連合会、単位老人クラブへの助成により、高齢者の社会参加、生きがいづくり、健康づくり等の活動の支援を行う。	高齢介護課
35	緊急通報体制等の整備	一人暮らし高齢者等の緊急時に迅速かつ適切に対応するための支援体制を確保し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する。	高齢介護課
36	バリアフリー化の推進	「バリアフリーのまちづくり基本指針」を基に、ハード、ソフト両面からのバリアフリー化の推進を図り、今後のまちづくりの重要な課題となっている障害者等の自立と社会参加を促進する。	都市政策課 障害福祉課

第2章 計画の内容

番号	事業名	目的及び内容	所管課
37	生活保護（最低生活費の保障）	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者への出産に対して扶助を行う。	保護課
38	就学援助	教育の機会均等の立場に立ち、可能な限りの教育的支援を行うことで、子どもたちが、安心して教育を受けられるよう、夢と希望を持って成長していけるような教育環境づくりを推進する。	学校教育課

施策の方向

(2) ひとり親家庭等の自立支援

番号	事業名	目的及び内容	所管課
39	ひとり親家庭等自立支援推進	専門の相談員を配置し、ひとり親家庭等に対し、その生活の安定と向上のために必要な実情の把握に努め、相談に応じ、調査指導を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。また、就業相談を通じてひとり親家庭の自立支援を行う。 ・自立に必要な情報提供 ・福祉資金の貸付及び貸付金の償還指導 ・自立支援給付金制度の周知による就労支援	こども支援課
40	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	ひとり親家庭等が疾病等や社会的な事由により一時的に生活援助サービス若しくは保育サービスが必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣し、必要なサービスを提供することで、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	こども支援課
41	児童扶養手当の支給	父母の離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までが対象、一定の障害を有する20歳未満が対象）を監護しているひとり親又は養育者に児童扶養手当を支給することにより、家庭の生活の安定と自立の促進を図る。	こども支援課
42	ひとり親家庭等福祉医療費の支給	母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対して、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図る。	こども支援課
43	市営住宅入居の優遇措置	母子家庭の母若しくは父子家庭の父の市営住宅入居の際の優遇措置により自立を促進する。	建築住宅課

基本
目標

〈Ⅲ〉

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

重点
目標

8

男女共同参画の実現に向けた支援

現状と課題

男女が仕事と家庭生活とのバランスを取りながら、充実した生活を送ることは、男女共同参画社会実現への第一歩といえます。

市民意識調査でみると、半数以上は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対という意見です。しかし、現実には、M字カーブ問題にみられるように出産・子育て期に離職する女性が多いことや、家族の介護のために休職や退職を余儀なくされている事例もあり、女性の社会進出の障害になっています。

女性にだけ、育児・介護等の負担を負わせるのではなく、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、育児・介護の支援基盤の整備を図ります。

施策の
方向

(1) 育児・保育の環境整備

番号	事業名	目的及び内容	所管課
44	こどもの城の運営	恵まれた自然環境の中で、子どもたちの主体的な活動、子ども相互の交流、家族その他子どもたちを見守る人々との交流等を通して、子どもたちの生きる力を培う。	こどもの城
45	地域子育て支援センターによる支援	育児に対する不安等の相談・指導、親子の交流の場の設置及び子育てに関する情報発信などを行い、子育てを支援する。	こども支援課
46	いさはや子育てネットによる支援	子育て環境の充実を図るため、子育て情報専用ウェブサイト「いさはや子育てネット」を開設し、子育て世代のニーズに応じた情報を随時分かりやすく発信する。	こども支援課
47	子ども福祉医療費の支給	中学生までの子どもの医療費の一部を支給することにより、経済的、精神的負担を軽減し、子育てを支援する。	こども支援課
48	出産育児一時金の支給	出産等に係る保険給付を行うことにより被保険者の負担を軽減する。	保険年金課

**施策の
方向**
(2) 働く男女の育児・介護支援

番号	事業名	目的及び内容	所管課
49	教育・保育事業の充実	保護者のニーズに応じた「子どものための教育施設」又は保護者の就労等保育の必要性に応じた「子どものための保育施設」の提供を行う。 また、保育の必要性の多様化に対応し、延長保育や休日保育などの特別保育の提供を行う。	こども支援課
50	一時預かり事業の充実	保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所や認定こども園又は幼稚園等において、一時預かりを行い、保護者の子育てに伴う肉体的又は心理的な負担の解消を図る。	こども支援課
51	病児保育の充実	小学生以下の児童が病気やその回復期で、集団保育が困難な期間、一時的に医療機関付設の専用スペースで預り、保護者の就労と子育てを支援する。	こども支援課
52	学童保育の充実	就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成と保護者の子育て・仕事の両立を支援する。	こども支援課
53	介護サービスの提供	介護が必要となった高齢者等ヘデイサービスやヘルパーの訪問など在宅系（自宅や居住系施設）のサービス、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所して受けるサービス、グループホームなどの地域密着型サービスによる介護保険の給付を行うことにより、家族の介護負担の軽減を図る。	高齢介護課

**施策の
方向**
(3) 介護に関する制度の充実と基盤整備

番号	事業名	目的及び内容	所管課
54	介護保険制度の着実な実施	介護保険事業計画に基づき、適正な介護サービス基盤の整備を図る。	高齢介護課

重点
目標

9 教育・学習による男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、家庭や学校等において、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することの重要性について、学ぶことが重要です。そのために、学校教育や各種講座等の生涯教育を通して、固定的な性別役割分担にとらわれず男女共同参画に関する理解を深めることや、男女共同参画の視点を踏まえた男性の育児・家事等への参画につながる啓発を行います。

また、子どもの頃から男女間における暴力防止のための取組を推進します。あわせて、女性や子どもの人権を侵害するような有害情報への対策を促進し、インターネット上の情報の取り扱いについては、人権侵害防止の視点から啓発を行います。

施策の
方向

(1) 学校・社会における教育・学習の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
55	人権教育の推進	女性の人権を守る意識の基礎となる、人権教育を中心に、様々な基本的人権に関する教育の推進を図るため、市立小中学校において、意識啓発のための集会、ビデオ上映等を開催する。各学校においては、ハラスメント相談窓口を設置する。	学校教育課
56	男女平等教育の推進	児童生徒の発達段階を考慮し、各教科・特別の教科 道徳・特別活動を通じて男女平等の精神を培う。また、教員研修においては、男女平等の教育に関する内容を取り上げ、指導現場における実践化を図る。	学校教育課
57	職場体験学習の開催	市立中学校において、性別にかかわらず望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけ、主体的な職業選択能力・態度を育成するため、学校・地域・産業界等が連携して体験的な進路学習を研究し、全中学校で実施する。	学校教育課
58	思春期保健教育の推進	性に関する指導、薬物乱用防止に関する指導を実施する。	学校教育課
59	高齢者講座の開催	男性の家事参画による生活力の向上、DV防止等について意識啓発を行う。 また、男女ともに、高齢者が個々の持ち味を活かし、地域で活躍できるように人材育成の講座を企画する。	生涯学習課

第2章 計画の内容

番号	事業名	目的及び内容	所管課
60	成人講座の開催	男性の家庭参画、ワーク・ライフ・バランス、働き方改革など男女共同参画の視点に基づく講座を実施する。 また、男女ともに、個々の持ち味を活かし、地域で活躍できるように人材育成の講座を企画する。	生涯学習課
61	青少年講座の開催	子どもたちの生きる力を育むために、土日、祝日や長期休業日を利用して、集団による体験講座や学習講座を実施したり、地域の大人との関わりを促進しながら、将来の諫早を担う、たくましく、コミュニケーション力の高い子どもたちを育成する。	生涯学習課
62	女性講座の開催	男女共同参画の実現に向け、女性たちが自分の意欲や能力を活かし、充実した生き方や働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍促進を視野に入れた、スキルアップ講座の開催に努める。また、地域における女性リーダーを養成するための講座を実施する。	生涯学習課
63	家庭教育講座の開催	男女共同参画の視点に立った子育てを学習し、家庭教育は父母の共同責任であるとの認識をもった親としての教育力を高め、子どもの健やかな成長を図るための学習を行うとともに、子育てに関する情報交換やネットワークづくりを行う。	生涯学習課
64	出前講座の開催	地域の団体やグループの活動の場及び企業等に出向き、男女共同参画意識の啓発のための基本的な内容の講座を行う。	人権・男女参画課

施策の方向

(2) 配偶者等からの暴力防止のための予防教育の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
65	デートDV ^{※10} 防止講座の開催	パートナーとの対等なあり方を伝え、人権を尊重する意識の啓発を推進するため、市内中学生を対象に講座を開催する。	人権・男女参画課

※10 デートDV：交際中のパートナー間で起こる身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等のこと。

**施策の
方向**
(3) 子どもの安全安心な環境の確保と健全な成長の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
66	有害環境の浄化対策の推進	性犯罪・売買春、家庭内暴力等女性に対する暴力を誘引する恐れがある有害図書・玩具の販売等を立入調査し巡回指導を行う。また、有害図書類回収のため白ポストを市内に設置し、投函物を毎月回収する。	少年センター
67	メディア（インターネット等）に対する安全教育	PTAや健全育成会、子ども会など子どもの育ちに関わる様々な関係団体の研修会にメディア安全指導員 ^{※11} を派遣し、ゲームやケータイなどメディアの安全安心な使い方について伝える。	生涯学習課



※11 メディア安全指導員：長崎県主催の養成講座を受講し資格を取得した上で、長崎県の青少年のメディア環境改善を目指し、講話による啓発活動に取り組む者。

重点
目標

10 男女共同参画意識の啓発・普及の推進

現状と課題

市民意識調査で見ると、家庭生活では5割、また、社会全体としてみた場合では、7割以上で「男性の方が優遇されている」という意見が占めています。

人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏った認識の解消のため、男女共同参画の理念等についてわかりやすい広報や、イベント等を通して、市、市民、事業者等及び教育関係者と連携・協働して、男女共同参画社会形成に向けての意識啓発を行います。

施策の
方向

(1) 男女共同参画意識の調査及び広報・啓発活動の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
68	意識調査・実態調査の実施	各種イベント時に、男女共同参画に対する市民の意識と実態についての調査を実施する。	人権・男女参画課
69	広報による意識の啓発	刊行物等における文章やイラスト等の表現方法に対する配慮や、様々な情報を提供し、男女共同参画社会形成のための啓発を行う。 ・啓発誌の発行、「広報いさはや」、市ホームページへの掲載 ・新聞、ケーブルテレビ、FM ラジオ等の活用	秘書広報課 人権・男女参画課
70	イベント・学習会の開催	人権を尊重し、平和で豊かな男女共同参画社会を実現するため、推進団体・企業等との連携によるフォーラム、講演会、セミナー等を開催する。	人権・男女参画課
71	図書による意識の啓発	男女共同参画、男性問題、女性問題をテーマとした本の展示を行う。 ・男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間等にあわせた本の展示	生涯学習課 市立図書館
72	情報の収集と提供	男女共同参画に関する最新情報を収集し、市民に提供する。	人権・男女参画課

重点
目標

11 国際交流と国際理解の推進

現状と課題

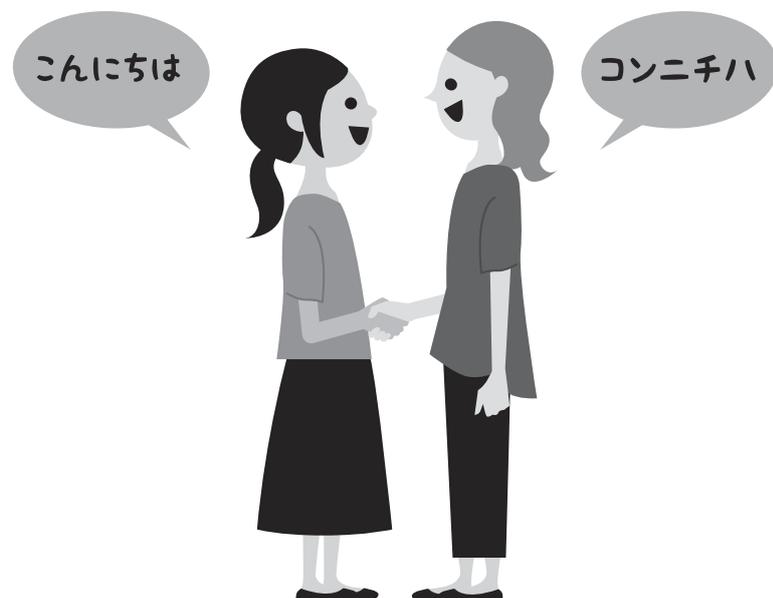
我が国の男女共同参画の施策は、国際的な女性の地位向上の動きと連動する形で推進されてきました。男女がともに、生き生きと生活できる社会の実現を図るためには、国際的な視野を持って取り組む必要があります。

ついては、国際感覚を身につけさせるため、公立小中学校における外国語指導助手による授業・交流等を推進します。また、市民主体の国際交流活動を支援し、相互理解を深めます。

施策の
方向

(1) 国際交流・国際理解の推進

番号	事業名	目的及び内容	所管課
73	国際理解教育の推進	本市小中学校における外国語教育の充実を図り、コミュニケーション能力の育成、国際理解を促すことを目的に、外国語指導助手を招致し、生の英語、異なる文化を体験的に学び国際感覚を身につけさせる。	学校教育課
74	国際交流の推進	文化や歴史、習慣などの違いから、お互いを認め合い、自己の認識や考え方などを顧みる機会として、市民主体の国際交流を推進する。	企画政策課



基本
目標

〈Ⅳ〉

推進体制の整備・強化

重点
目標

12 推進体制の整備・強化

現状と課題

この計画に基づき、様々な施策を総合的・効果的に推進するために、職員の男女共同参画についての認識を深め、庁内の推進体制を強化し、関係部局と連携を図り、事業の進捗状況を把握するとともに、国・県・他市町、推進団体等との連携を推進します。

また、市民を代表する男女共同参画審議会へ、毎年男女共同参画計画の進捗状況を報告し、意見を聴き、男女共同参画の施策に反映させます。

施策の
方向

(1) 推進体制の充実

番号	事業名	目的及び内容	所管課
75	庁内推進体制の整備	副市長を会長に、教育長、上下水道局長、各部長を委員とする男女共同参画庁内推進委員会や委員が指名した職員で構成する幹事会の機能を充実し、関係部局間の連携を図り、職員一人ひとりが男女共同参画に対する認識を深めることができるよう職員研修や情報提供の充実を図る。	人権・男女参画課
76	諫早市男女共同参画審議会の設置	男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議を行うため男女共同参画審議会を設置し、計画を推進する。	人権・男女参画課
77	拠点施設の充実	諫早市男女共同参画推進センター「ひと・ひと」をあらゆる男女の問題解決に向けての意識を育てる場・情報の受発信の拠点として、施設の充実を図る。	人権・男女参画課
78	男女共同参画に関する相談の充実	男女共同参画に関する市民等からの相談や苦情に対し適切な処理を行う。	人権・男女参画課